

WIPOで働く 特許庁OB

WIPO 執行役部長

たかぎ よしゆき
高木 善幸

■ 職場の紹介

WIPOは知的財産権に関する唯一の国連機関です。本部はジュネーブにあり、職員は約1300人です。New York、Singapore、Rio de Janeiroと東京（青山の国連ハウス内）にも支部があります。WIPOの仕事の詳細な内容は、ウェブサイト（www.wipo.int）でも紹介されているので見てください。

ながらく知的財産制度は先進国だけのものだったので、途上国に知的財産制度を確立することが今でも重要な仕事のひとつです。今世紀になって、国際貿易・グローバル化・経済的知的活動に依存する部分が高まるにつれて、中国・ブラジル・インドなどの新興国が、知的財産制度の重要性を次第に認識するようになってきました。

異なる国々とニーズが交錯する場所がWIPOです。条約や活動方針を決める交渉は困難となっています。ジュネーブではいくつかの国際機関があり、ここをベースとする各国の外交官はいくつかの機関を掛け持ちで担当しています。彼らは、「最近では、WIPOの交渉がWTOやWHOといった難渋な交渉で知られる機関の仲間入りをした」とこぼすようになりました。夜まで続く会議もまれではなくなりました。

WIPOは各国の政策や法律を調和していくことだけが仕事ではなく、地球規模問題（地球環境の保全・炭酸ガスの抑制や広範囲で蔓延する伝染病への対応等が例です）や世界の金融危機への対処や景気回復といった国際経済問題（4月のG20サミットの後、国連で始まった金融危機に対応するための国連機関のイニシアチブの一環としてWIPOがITUと組んでイノベーション・特許情報センターを途上国で設立することにより技術開発を刺激しようというプロジェクトが一例）にも取り組むようになっています。

知的財産制度がうまく機能して行くための活動から、知的財産を利用して社会経済の発展に寄与する活動に範囲が広がっているといえます。その変化は、1970年代に新世界秩序として南北対立の構図で考えていた国際関係（知的財産も

そのひとつ）から、東西南北を指す風見鶏の上を行く気流の動きに焦点が移ってきたと形容できるかもしれません。

世界がフラットになってきたという人もいれば、スパイクだという人もいます。両面あると思います。知的財産のスパイクは三極ならびに5IPでしょう。フラットなほうは、新興途上国の知的財産における台頭です。制度が違うので単純比較はできませんが、それでも中国はすでに、世界トップの特許・商標出願国です。インドは米国との核利用・科学技術協定で弾みをつけ、米国企業との研究開発で水平的国際分業を進め、知的財産にも真剣に取り組みだしています。ブラジルも、政府の立場とは裏腹に、企業は知的財産を活用しはじめ、産学協同を促進する法案も整備しました。自国のイノベーションの発展のために抱えている問題が先進国の問題と同じであることを認識しだして、同じ土俵で議論ができる環境になりつつあることなど、いくつかの重要な進展が水面下で見られます。これらをうまく利用して、国際交渉の発展に寄与することができるかが、今後のWIPOの課題です。

WIPOの使命は、新しい条約の成立に向けた交渉や、途上国への知的財産制度確立のための技術援助が中心課題だけではありません。最近では、国際経済への直接的貢献という要請から、PCTやマドリッドシステムなどの特許や商標の国際登録・出願サービスの質の向上や、国際的な技術標準・共通ツール（分類・データベース）などの発展を通じてグローバルな知的財産インフラの整備にも力を入れるようになりました。これらの知識基盤は、先進国間の特許庁間協力に欠かせないだけでなく、新興途上国が先進国との国際協力に参加する道筋を付けるために重要な共通目標となっています。具体的には、知的財産情報データベース・国際分類・国際標準などの国際的ツールとルールとの発展、知的財産庁マネージメントの合理化をめざす各国知的財産庁への技術支援とネットワーク化などです。これらをまとめてGlobal Intellectual Property Infrastructureの構築という新しい戦略目標としました。12月からAssistant Director General（事務局長補）として私が担当するのが、この分野です。

■ ジュネーブから見た特許制度の発展

特許制度は、日本では、ほぼ確立されたシステムのように見られていますが、新興国がグローバルな経済に参加するようになって、制度のあり方も変わっていくでしょう。また、イノベーションのやり方も変わってきているので、それを支えるための特許制度も変わっていくことが予想されます。なにがいつ変わるのかは、筋書き通りに行きませんが、WIPOだけでなく、ジュネーブにあるWTOやWHOなどの国際機関でも知的財産政策がそれぞれの関連分野で議論されることが普通になってきており、知的財産制度が革命的ではないに

しる次第に変わっていく予兆にあることを感じさせます。

■ 国際機関で働くこと

国際機関で体験できる貴重な経験のひとつに多国間協議の裏方の役割があります。国際会議の成功は、各国の協議にかかっているのですが、それを成功させるために、事務局のサポートも大切です（会議場の提供などのハードな面だけではない）。ここ10年くらいはWIPO事務局の貢献には、かげりが見えていますが、新しい事務局長（オーストラリア出身のMr.Gurry；写真は新事務局長となって初来日した2月に赤坂迎賓館前で撮影したツーショット）になって、復活を期待されています。会議場外での非公式交渉や根回しで発揮される知的財産の深い知識と、これまでの経験に基づく交渉妥結への解決策になるようなアイデアの提供、交渉をスムーズにするために不可欠な各国代表との人脈などが、事務局の貢献として期待されているソフトな面ですが、いずれも組織としての看板ではなく、事務局員の個人的な力量と人脈に負うところが多いのです。

本稿を書いているときに、隣の町のローザンヌに石原東京都知事がオリンピック誘致のための発表会にやってきて、招致に向けての秘策をたずねた記者に、「やっぱり社交だ。ある意味、小さな自治体の“どぶ板選挙”と同じだ。」と語っています。国際機関での交渉の成否もまったくこのコメントに含蓄されていることと同じで、人と人のつながりによって、交渉の「化学反応」が起こるかどうかが決まることが多いのです。ドーハラウンドで当時のEUとUSTRの交渉代表（ラミー現WTO事務局長と現ゼーリック世銀総裁）の特許医薬品問題での考え方が、（今から振り返ると）それぞれの国の交渉立場とは微妙に異なり、両者の個人的見解が結構近かったことを思い起こします。それが特別宣言となった多くの要因のひとつには、おそらく、ふたりの良好な人間関係と共通の趣味（ジョギング）があったのではないかと思います。



人脈が大切であるからこそ、知的財産の世界でも、世界中の同業者を知っているということは、何にも代えがたい交渉の切り札です。昨年、日本政府の支持を得て事務局長選挙に出馬する機会を得ましたが、選挙投票国約80カ国の大使と個別に会談する貴重な経験を通じて感じたことのひとつは、多国間交渉は結局、人と人のつながりによるところが多いのだなあということです。

人と人のつながりがなければ、国と国のつながりも長続きしません。

日本の特許庁が協力している国も増えました。アジア諸国だけでなく、アフリカにも技術協力のためのWIPOファンドを設立して、世界的な協力を始めています。どこへいっても、日本の真剣な協力と、日本人の優秀さ・謙虚さを賞賛されます。日本のブランドは揺るぎないものです。日本からの知的財産制度への協力は、日本がこれまで資源ではなく、人材とイノベーションをベースに発展してきた歴史によって、その価値を増しています。

■ 現役審査官へのメッセージ

WIPO事務局で18年間働いてきました。特許審査の経験は今の仕事にとっても貴重なベースとなっています。本願の発明の理解や、サーチの方針や、出願人との議論で得られる発明と経済発展との接点、技術動向の把握の仕方、分類やサーチデータベースの利用、PCTを通じての国際的な業務の流れの理解など、いずれも世界の特許庁がめざす共通目標である迅速で質の高いサービスの提供を達成するために欠かせない職業知識です。これらを実体験している人で国際的な知的財産交渉に参加している人は、案外少ないのです。他方で、国際的に見て、特許審査官は急増しており、新興国では毎年審査官定員の増員は、2割・3割当たり前という状況です。特許審査官同士が国際協力に直接参加する機会も増えていくでしょう。研修や国際会議といったこれまでの機会に加えて、将来は日々の業務でも審査官同士が相談しあう時代が遠からず到来することでしょう。日本の特許庁は世界をリードしていくことができる実績を積んできました。ひとり一人の審査官が、世界をリードしていく時代に備えて、ますますの研鑽と発展を祈っています。

Profile

1979年に特許庁入庁。審査第4部化学工学（当時）審査官、総務課制度改正審議室、WIPOアソシエート派遣、ジュネーブ代表部などを経て、1994年にWIPOに工業所有権情報部長として採用され、1999年に特許庁を退職。WIPOでは、その後、戦略・企画立案担当の執行役部長などを歴任し、12月から5年間の任期で、ADGに就任する予定。京都大学工学部卒。